

候行跡之醫者も見立候、急度たしなみ、醫道專に可致事に候、主人の身の上、不養生の事あらば、早速申聞、たとへ主人の氣に障り候ても、養生體を進め可申事、持前ニ而候、外科は、手負、杯扱、金瘡の療治により候へば、猶更、眞實を盡し、柔弱に無之候様可、相心懸候、諸醫共、順番に會講致し、醫學專に可致、餘之事ニかゝり、合申間敷候、道中供致候、醫者、猶更此器量をゑらみ、主人の煩は、不申及、傍輩末々に至迄、大切成事に候得ば、等閑の醫者候、而は間ニ合不申候、且手醫者、何れも不巧者ニ而取扱無覺束候は、他所より高知にて召抱可申候、左様ニ而は、數代之醫師共之恥辱にては無之哉、如斯所を考へ、出精可致候、安く寐甘く物のくはる、事に而は有間敷、寢食をわすれて、工夫すべき事に候、

醫師剃髮

〔和事始人倫〕醫師剃髮 七十四

醫者の髮を剃る事、其始をえらす、薩戒記に、永享五年九月廿日、法皇御惱危急、醫師員能法眼祇候すとあり、これを以て見れば、此時すでに剃髮して、僧位に進む事ありし也、

〔公餘涉筆初編〕醫者の剃髮

醫者の剃髮するよしは、薩戒記に見へたり、此書は、應仁○應仁恐年中の日記なり、典藥頭和氣某、薙髮して准武家醫とあり、是は、亂世の僧徒は、閑暇なる故、醫療を業として、人のたすけとなりし、終に、是にならひて、髮を剃事とはなれりと、東海の考也、

〔難波江六下〕醫者剃髮

和事始卷一貝原氏著、薩戒記の荷田氏家記、所繫考にいはいはく、中山大納言定親卿に、永享五年九月廿日、法皇御惱危急、醫師員能法眼祇候すとあり、是を以てみれば、此時すでに剃髮して僧位にす、む事有りしなり、和氣雅忠剃髮して武家の醫に准すと和氣系圖にあり、これによりて考へみるに、昔は武家の醫師多くは僧のなせしを、雅忠始めて武家の醫に准て剃髮し、僧位に進みければ